

秋田市 産業廃棄物処分業許可

許可名称	産業廃棄物処分業許可							
都道府県・政令市	秋田市							
許可番号	8621010535							
許可期限	平成34年2月3日							
施設の種別	破碎No.1	破碎No.2	破碎No.3	破碎No.4	造粒固化	焼却施設	中和施設	油水分離施設
設置場所(駐機場所)	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50-1、50-2、豊川上虻川字山手沢16番1	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	秋田県秋田市向浜一丁目1番125		秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	秋田県秋田市向浜一丁目1番42
取り扱う廃棄物の種類	燃え殻	×	×	×	×	×	○	×
	汚泥	×	×	×	×	○※4	○	○※5
	廃油	×	×	×	×	×	○	○
	廃酸	×	×	×	×	×	○	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	○	×
	廃プラスチック類	○	×	○	×	×	○	×
	紙くず	○	×	○	×	×	○	×
	木くず	○	○	○	×	×	○	×
	繊維くず	○	×	○	×	×	○	×
	動植物性残さ	×	×	×	×	×	○	×
	動植物系固形不要物	×	×	×	×	×	○	×
	ゴムくず	○	×	○	×	×	○	×
	金属くず	○	×	○	×	×	○	×
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	×	○	×	×	○	×
	銲さい	×	×	×	×	×	○	×
	がれき類	×	×	×	○※3	×	○	×
	動物のふん尿	×	×	×	×	×	○	×
	動物の死体	×	×	×	×	×	○	×
	ばいじん	×	×	×	×	×	○	×
	政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×
自動車等破砕物	×	×	×	×	×	○	×	
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	
処理能力又は埋立面積・埋立容量	182.4 t/日 22.8 t/時 (8時間)	36.24 t/日 4.53 t/時 (8時間)	165.8 t/日 6.91 t/時 (24時間)	固定式： 4,200t/日・175t/時 24時間/日 移動式： 1,400t/日・175t/時 8時間/日	120m ³ /日 15m ³ /時 (8時間)	95 t/日 3.96 t/時 (8時間) ※4	41.28m ³ /日 5.16m ³ /時 (8時間)	90m ³ /日 10m ³ /時 (9時間)
備考	移動式 ※1	固定式 ※2	固定式	移動固定併用	移動式 ※1	—	—	—

※1 移動式施設の使用は、発生事業所内に限る。

※2 譲受け施設(平成21年6月29日譲受け許可)

※3 廃アスファルト又は廃コンクリートに限る。

※4 無機性に限る。

※5 廃油を含む。